

— 会員企業限定特典 —



優良従業員表彰式

柏商工会議所の会員事業所に永年にわたり勤務され、社業の発展と、社業を通じて地域経済の振興にご尽力された優秀な従業員の功績を称える優良従業員表彰式を挙行政いたします。式では当所会頭より表彰状・記念品を贈呈。式終了後には、被表彰者をお祝いし、祝賀懇親会も開催いたします。

日々職務に従事している従業員の方々をご推薦くださいますようお願い申し上げます。詳しい内容等につきましては、下記の実施要項をご確認の上、奮ってお申込みください。

《実施要項》

1. 表彰式

日 時：平成30年7月6日(金)18時00分～(受付開始17時30分)

会 場：Royal Garden Palace 柏日本閣(流山市前ヶ崎717)

2. 永年勤続受賞者の資格

貴事業所において平成30年3月31日現在、5年以上勤務しており、かつ他の従業員の模範となる者。

3. 功労者の資格

貴事業所で、創意工夫、災害防止、その他において非常に功労のあった者。

4. 審査

ご推薦いただきました受賞者については、当所常議員会の審査を経て決定し、後日ご連絡致します。

5. 事業所負担金

受賞者	負担金(記念品代)
5年以上	なし
10年以上・15年以上	5,000円
20年以上・25年以上	10,000円
30年以上・35年以上・功労賞	15,000円

※5年以上の部で受賞される方は表彰状のみの授与となります



6. 代表者(随行者)の参加

参加をご希望される方は、申込書および負担金と合わせ、懇親会費5,000円をご持参ください。

7. 申込方法・問合せ

裏面「会員事業所の従業員表彰式規則」をご一読いただき、推薦書をご記入の上、負担金と合わせて総務課(2F)までお持ちください。

締切日:平成30年5月23日(水)まで

柏商工会議所 〒277-0001 柏市東上町7-18
TEL:(04)7162-3325/FAX:(04)7162-3322
担当:総務課 斎藤

会員事業所の従業員表彰式規則

柏商工会議所

- 第1条 本商工会議所の会員事業所の従業員にして、次に掲げる者は、これを表彰する。
- (1) 3月末日現在において下記期間の勤続者で、かつ、当該事業所において、他の従業員の模範となり、事業所の推薦を受けた者(5年以上で5年毎の年数以上)
 - (2) 従業員の勤務する事業所において、創意工夫、災害防止その他によりその事業に対し、著しく功労のあった者
 - (3) 産業経済の発展に貢献し、その功労顕著なる者
- 第2条 前条第1号の規定により表彰された者は、次の段階の勤続年数に達するまでの間は、これを表彰しない。
- 第3条 第1条第1号に規定する勤続年数に達しない場合でも、特に、勤務成績優秀にして他の模範たる従業員は、これを表彰することができる。
- 第4条 表彰は、会員事業所より申請を受け、常議員会の議を経て行うものとする。
- 第5条 表彰は、表彰状ならびに記念品を贈呈してこれを行う。
- 第6条 表彰は、本商工会議所創立記念日、その他適当と認めるときこれを行う。

付則

1. 本規則は、昭和47年1月29日より実施する。
2. この規則に定める勤続年数は、同一事業所の組織変更あるいは商号変更により中断されないものとする。
また、同一事業所の経営する事業所内での転任についても同様とする。
3. 勤務年数は、月をもって計算する。ただし、その月の勤務日数が15日に満たないときは、その月は算入しない。
4. この表彰に要する経費は、表彰を受ける従業員の事業所においてその一部を負担するものとする。
5. 第1条第1項 平成3年5月17日一部改正
6. 第1条の一部改正は、平成9年2月21日から施行する。
7. 第1条(1)の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。